

## (仮称)葛飾区認知症施策推進計画の策定及び認知症への理解促進に向けた条例の制定について

福祉部高齢者支援課

### 1 概要

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」という。)に基づき、国は「認知症施策推進基本計画」を策定した。

これを踏まえ、東京都は「認知症施策推進計画」の策定を進めており、本区においても、「(仮称)葛飾区認知症施策推進計画」(以下「計画」という。)を策定し、認知症予防をはじめ、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本区が取り組むべき認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。

あわせて、区民一人ひとりが「認知症」について当事者意識を持ち、支え合う地域社会づくりの醸成を図るため、認知症への理解促進に向けた条例を制定する。

### 2 計画への記載事項及び条例の基本的な枠組み等(予定)

加齢による認知機能の低下だけでなく、アルツハイマー病などの疾患に伴う「若年性認知症」を含め、認知症基本法の基本的施策である「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」「社会参加の機会の確保等」「意思決定の支援及び権利利益の保護」などを踏まえて検討する。

#### (1) 計画

基本方針、基本目標、現状と課題、認知症施策の方向性・体系、成果指標、計画に位置付ける事務事業ほか

【計画期間】令和8年度～令和12年度

#### (2) 条例

基本理念、区の責務や区民・事業者等の役割、基本的施策ほか

【施行日】令和8年4月1日

### 3 計画策定等に向けた検討委員会の設置

認知症の方やその家族を含めた区民・地域団体(自治町会・民生委員等)、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、介護事業所、高齢者総合相談センターや学識経験者等で構成する。令和6年度及び7年度に6回程度開催し、認知症の方やその家族などの意見を踏まえながら、検討を進める。

#### 4 計画策定等スケジュール（予定）

##### （1）検討委員会

令和7年1月～令和7年2月（第1・2回）

・国や東京都の計画策定、条例制定など他自治体の状況把握

・「認知症に関する意識・意向調査」の項目検討

令和7年7月（第3回）

・「認知症に関する意識・意向調査」の結果分析及び骨子案の検討

令和7年9月～11月（第4・5回）

・素案の検討

令和8年2月（第6回）

・パブリック・コメントの結果分析、案の検討

#### 5 「認知症に関する意識・意向調査」の実施

##### （1）調査目的

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、施策として望むこと等について、調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

##### （2）調査対象

①満18歳以上の区民（無作為抽出） 2,900人

②認知症の方やその家族 100人程度

（高齢者総合相談センター等を通して調査を依頼）

##### （3）調査方法

上記①は郵送で質問紙を配布し、上記②は個別に配布する。

上記①②ともに郵送にて回収するが、インターネット経由でも回答できるよう専用サイトを設ける。

##### （4）調査項目及び時期（予定）

調査項目は検討委員会に諮り設問の上、令和7年3月に2週間実施する。

#### 6 認知症高齢者家族会や介護事業者等へのヒアリング

認知症高齢者の介護の実情や意思決定支援のあり方等について、ヒアリング形式で調査を実施する。